破産手続廃止

平成２２年（フ）第２１３号
長野県安曇野市堀金烏川5055番地２
破産者　株式会社意匠建創
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２５２号
長野県東筑摩郡山形村字大池原346番地
破産者　ジャパンビート株式会社
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２５３号
長野県塩尻市大字広丘吉田333番地１
破産者　株式会社ビート
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５１２号
奈良県葛城市東室124番地
破産者　杉村鉄鋼株式会社
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
奈良県大和高田市大字西坊城280番地
破産者　関西繊維興業株式会社
１　決定年月日　平成23年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
茨城県土浦市富士崎１丁目１番13―1301号
ダイアパレス土浦、商業登記簿上の本店所在地東京都港区虎ノ門１丁目22番13号西勘虎ノ門ビル７階
破産者　株式会社テンノット
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８号
長野県松本市女鳥羽１丁目８番16号
破産者　株式会社三ツ木工務店
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８２７号
茨城県水戸市松本町13番66号
破産者　有限会社エヌケー技建
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
茨城県つくばみらい市東楢戸1719番地２　陽光台１丁目116街区３画地　ＳＴＡＴＩＯＮ　ＴＯＷＥＲ豊島1002号、前住所東京都江東区南砂４丁目４番20　パシフィックレジデンス南砂町505号
破産者　宍戸　宗太
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９０号
茨城県土浦市大岩田2814番地
破産者　有限会社大河建設
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０３号
茨城県石岡市旭台２丁目15番26号
破産者　有限会社クリハラ
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２０号
千葉県富里市大和211番地175
破産者　中山　雄司
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７８号
千葉県四街道市和良比258番地３　コーポサンビレッジ101、開始決定時の住所千葉県四街道市大日98番地43
破産者　新井　慶光
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５２２１号
東京都文京区後楽２丁目２番18号
破産者　株式会社コンポジション
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８号
川崎市幸区小倉377番地
破産者　株式会社シライシ
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１７号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目22番５号
破産者　有限会社後藤工業
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３２号
相模原市南区当麻871番地６
破産者　株式会社ケンオー
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４号
相模原市中央区田名2937番地１
破産者　株式会社ニーズ・ファッション・ロジスティックス
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９号
岐阜県恵那市明智町吉良見903番地１、申立時の住所愛知県一宮市木曽川町黒田字東針口35―５　キャサ木曽川205号
破産者　安藤　昌彦
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３８号
岐阜県恵那市明智町98番地25
破産者　株式会社明智興産
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７７８号
静岡市駿河区下川原２丁目８番31号
破産者　有限会社ポートフォリオ・プラス
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２号
静岡県富士市中野417番地
破産者　リサイクルショップ広見こと　小谷　英明
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部